

「適正な電力取引についての指針（改定案）」新旧対照表

改 定 案	現 行
第一部 適正な電力取引についての指針の必要性と構成 1 本指針の必要性 (1) ～ (4) (略) (5) その後、部分自由化の進展等の状況変化に伴い本指針の改定を行ってきたが、平成23年3月の東日本大震災とこれに伴う原子力事故を契機に、需給ひっ迫下での需給調整や多様な電源の活用必要性が増すなど、従来の電力市場が抱える様々な課題が明らかとなったことを受け、電力市場の抜本的見直しのため、平成25年4月、「電力システムに関する改革方針」が閣議決定された。 (6) この改革方針を受け、平成25年11月に第1弾の電気事業法の改正法（電気事業法の一部を改正する法律（平成25年法律第74号））が成立し、送配電等業務支援機関に係る制度が廃止となり、新たに広域的運営推進機関が設立されることとなった。また、平成26年6月に第2弾の電気事業法の改正法（電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号。以下「平成26年改正法」という。））が成立し、平成28年4月に電気の小売業への参入が全面的に自由化されることとなった。さらに、平成27年6月に第3弾の電気事業法の改正法（電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「平成27年改正法」という。））が成立し、平成32年4月に送配電部門の法的分離が行われることとなった。 (7) 本指針は、こうした一連の電力システム改革により新たなステージに入る新しい電力市場における適正な取引の在り方を示すものである。 <u>なお、今回の本指針の改定は、平成27年改正法の一部施行を踏まえ、特定卸供給を活用したネガワット取引の在り方等</u>を示すものである。	第一部 適正な電力取引についての指針の必要性と構成 1 指針の必要性 (1) ～ (4) (略) (5) その後、部分自由化の進展等の状況変化に伴い指針の改定を行ってきたが、平成23年3月の東日本大震災とこれに伴う原子力事故を契機に、需給ひっ迫下での需給調整や多様な電源の活用必要性が増すなど、従来の電力市場が抱える様々な課題が明らかとなったことを受け、電力市場の抜本的見直しのため、平成25年4月、「電力システムに関する改革方針」が閣議決定された。 (6) この改革方針を受け、平成25年11月に第1弾の改正電気事業法が成立し、送配電等業務支援機関に係る制度が廃止となり、新たに広域的運営推進機関が設立されることとなった。また、平成26年6月に第2弾の改正電気事業法（以下「平成26年改正法」という。）が成立し、平成28年4月に電気の小売業への参入が全面的に自由化されることとなった。さらに、平成27年6月に第3弾の改正電気事業法が成立し、平成32年4月に送配電部門の法的分離が行われることとなった。 (7) 今回の改定は、こうした一連の電力システム改革を踏まえ、平成28年4月の小売全面自由化により新たなステージに入る新しい電力市場における適正な取引の在り方を示すものである。

改 定 案	現 行
2 本指針の構成 (1) 本指針は、①小売分野、②卸売分野、③ネガワット取引分野、④託送分野等及び⑤他のエネルギーと競合する分野の各分野に区分した上で、原則として次のような内容のものとする。 (略) (2) なお、具体的なケースについては、市場や取引の実態を踏まえて、個別の判断が求められるものであり、これらを網羅的にあらかじめ明らかにすることは困難である。したがって、問題や紛争が生じた場合に、本指針の趣旨・内容を勘案してケースバイケースで対応し、その判断の積重ねが本指針の内容をより一層明確にしていくことになると思われる。	2 指針の構成 (1) 指針は、①小売分野、②卸売分野、③託送分野等及び④他のエネルギーと競合する分野の各分野に区分した上で、原則として次のような内容のものとする。 (略) (2) なお、具体的なケースについては、市場や取引の実態を踏まえて、個別の判断が求められるものであり、これらを網羅的にあらかじめ明らかにすることは困難である。したがって、問題や紛争が生じた場合に、指針の趣旨・内容を勘案してケースバイケースで対応し、その判断の積重ねが指針の内容をより一層明確にしていくことになると思われる。

改 定 案	現 行
第二部 適正な電力取引についての指針 I 小売分野における適正な電力取引の在り方 1 考え方 (略) 2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為 (1) 小売供給 (略) (2) 経過措置料金による小売供給 ア 適正な電力取引の観点から望ましい行為 (略) イ 適正な電力取引の観点から問題となる行為 規制料金である経過措置料金が、自由料金との整合性を著しく欠いており不公平であるといった紛争が経過措置料金の対象需要家とみなし小売電気事業者の間で生じた場合には、経済産業省及び電力・ガス取引監視等委員会は紛争処理のプロセスにおいてこれを処理することとなる。その中で実際に、経過措置料金の設定が不相当であり、経過措置料金の対象需要家の利益が阻害されるおそれがあると認められる場合には、電気事業法上の特定小売供給約款の認可申請命令が発動される（平成26年改正法附則第16条第3項でなお効力を有するとされている電気事業法第23条）。	第二部 適正な電力取引についての指針 I 小売分野における適正な電力取引の在り方 1 考え方 (略) 2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為 (1) 小売供給 (略) (2) 経過措置料金による小売供給 ア 適正な電力取引の観点から望ましい行為 (略) イ 適正な電力取引の観点から問題となる行為 規制料金である経過措置料金が、自由料金との整合性を著しく欠いており不公平であるといった紛争が経過措置料金の対象需要家とみなし小売電気事業者の間で生じた場合には、経済産業省及び電力取引監視等委員会は紛争処理のプロセスにおいてこれを処理することとなる。その中で実際に、経過措置料金の設定が不相当であり、経過措置料金の対象需要家の利益が阻害されるおそれがあると認められる場合には、電気事業法上の特定小売供給約款の認可申請命令が発動される（平成26年改正法附則第16条第3項でなお効力を有するとされている電気事業法第23条）。

改 定 案	現 行
Ⅱ 卸売分野における適正な電力取引の在り方 1 考え方 (略) 2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為 (1)、(2) (略) (3) 卸電力市場の透明性 ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 (略) イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 ① インサイダー取引 (略) (注) インサイダー情報とは、電気の卸取引に関係があり、卸電力市場(相対契約を含む。)の価格に重大な影響を及ぼす以下の事実等をいう。 (a) ～ (e) (略) (f) 広域機関の系統情報公開サイト(広域機関システム)において公表することとされる送電設備の運用容量や使用状況に関する事実等 (略) ただし、以下の取引は、当該取引を行う正当な理由があるため、問題となる行為には該当しない。この場合、当該取引を行った電気事業者は、電力・ガス取引監視等委員会に対して、当該取引の後速やかに、当該取引の内容及び当該取引が正当化される理由(以下のいずれかの類型に該当する理由)について報告を行うことが適当である。	Ⅱ 卸売分野における適正な電力取引の在り方 1 考え方 (略) 2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為 (1)、(2) (略) (3) 卸電力市場の透明性 ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 (略) イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 ① インサイダー取引 (略) (注) インサイダー情報とは、電気の卸取引に関係があり、卸電力市場(相対契約を含む。)の価格に重大な影響を及ぼす以下の事実等をいう。 (a) ～ (e) (略) (f) 広域機関の系統情報公開サイト(OASIS)において公表することとされる送電設備の運用容量や使用状況に関する事実等 (略) ただし、以下の取引は、当該取引を行う正当な理由があるため、問題となる行為には該当しない。この場合、当該取引を行った電気事業者は、電力取引監視等委員会に対して、当該取引の後速やかに、当該取引の内容及び当該取引が正当化される理由(以下のいずれかの類型に該当する理由)について報告を行うことが適当である。

改 定 案	現 行
(略) ② インサイダー情報の公表を行わないこと (略) インサイダー情報のうち、(f) 広域機関の系統情報公開サイト（<u>広域機関システム</u>）において公表することとされる送電設備の運用容量や使用状況に関する事実等については、市場参加者は、同サイトを閲覧することにより卸電力市場の価格に重大な影響を及ぼす事実等を知ることが可能である。 (略) ただし、例えば、大規模災害等により複数の発電ユニットが停止し、事故情報の把握や復旧操作等に人員を割く必要があり、1 時間以内の公表が実務的に困難な場合など、適時に公表できないことにつき正当な理由がある場合には、この限りでない。この場合、電気事業者は、適時に公表できなかったことについての正当な理由を、公表後速やかに電力・ガス取引監視等委員会に報告することが適当である。 (略) ③ 相場操縦 (略)	(略) ② インサイダー情報の公表を行わないこと (略) インサイダー情報のうち、(f) 広域機関の系統情報公開サイト（<u>OASIS</u>）において公表することとされる送電設備の運用容量や使用状況に関する事実等については、市場参加者は、同サイトを閲覧することにより卸電力市場の価格に重大な影響を及ぼす事実等を知ることが可能である。 (略) ただし、例えば、大規模災害等により複数の発電ユニットが停止し、事故情報の把握や復旧操作等に人員を割く必要があり、1 時間以内の公表が実務的に困難な場合など、適時に公表できないことにつき正当な理由がある場合には、この限りでない。この場合、電気事業者は、適時に公表できなかったことについての正当な理由を、公表後速やかに電力取引監視等委員会に報告することが適当である。 (略) ③ 相場操縦 (略)

改 定 案	現 行
Ⅲ <u>ネガワット取引分野における適正な電力取引の在り方</u> 1 <u>考え方</u> <u>従前の電力システムは、電力需要を所与のものとして、電力供給をいかに確保するかという視点からの取組が中心であったところ、平成23年3月の東日本大震災とこれに伴う原子力事故を契機として、省エネルギーの強化とともに、電気の供給状態に応じて消費形態を変化させる取組、いわゆるデマンドリスポンスが重要視されるようになった。</u> <u>電気の需要抑制の取組は、平成27年改正法の施行前においては、一般電気事業者が大口需要家との間で一部需給調整契約（例えば、電源脱落や系統事故等発生に伴う需給ひっ迫時に一般電気事業者からの指示等に基づき電気の使用を一部又は全部抑制することを条件に電気料金の割引を行うことを約する需給調整契約など）を締結することや、一部の小売電気事業者が、自己の需要家に対して、市場価格高騰時に需要抑制を依頼し、その需要抑制量に応じた報酬を支払う契約を締結することなどにより行われてきた。これらは、主に小売電気事業者が自己の同時同量の達成等のために、自己の需要家に対して需要抑制を依頼するものであった。</u> <u>一方、エネルギー基本計画（平成26年4月11日閣議決定）において、デマンドリスポンスの次の段階として、複数の需要家が需要を抑制することにより得られる電気を束ねて取引する事業者（以下「ネガワット事業者」という。）を介するなどして、小売電気事業者などの依頼に応じて需要家が需要を抑制し、その対価として当該需要家に報酬を支払う仕組み（以下「ネガワット取引」という。）の確立に取り組むこととされた。また、ネガワット取引を始めとするデマンドリスポンスを使った新たな事業形態を導入しやすい環境を整備し需要を管理することにより、電気の安定供給の実現を図ることとされた。</u> <u>当該環境整備の一環として、平成27年改正法第2条による改正後の電気事業法の施行により、需要家が需要を抑制することにより得られる電気を、小売供給を行う事業者へ当該小売供給に用いるために卸供給する「特定卸供給」が規定されるとともに、特定卸供給についても発電した電気と同様に、</u>	(新設)

改 定 案	現 行
<u>一般送配電事業者が行う電力量調整供給（インバランス供給）の対象と位置付けられた。これにより、需要抑制により得られる電気を他の小売電気事業者などに転売するなど、ネガワット取引を促進するための制度が整備された。</u> <u>こうした制度整備を踏まえ、今後市場においてネガワット取引が実施されるに当たっては、公正かつ有効な競争の観点から、ネガワット取引に関係する当事者（①ネガワット事業者、②需要抑制を行う需要家と小売供給契約を締結している小売電気事業者（以下「供給元小売電気事業者」という。）及び③特定卸供給の供給先となる小売電気事業者（以下「供給先小売電気事業者」という。））は、以下のように必要な措置を講ずることが適当である。</u> <u>（注）ディマンドリスポンスは、電気の消費パターン（需要）の変化により、「需要抑制」と「需要増加」の二通りが考えられ、「需要抑制」の取組は上記のとおりである。「需要増加」の取組は、例えば電気が供給過多の状態に陥った際に、需要家に対して電気の消費増加を促すことで、電圧や周波数等の電気の品質安定化に資するものとしての活用が考えられている。このような取引、いわゆる上げのディマンドリスポンスについても、公正かつ有効な競争の観点から、取引に関係する当事者は、ネガワット取引の場合と同様の配慮を行うことが期待される。</u> <u>（注）ネガワット取引には、小売電気事業者が同時同量達成のために、需要抑制により得られた電気を調達するもの（類型１）と、一般送配電事業者（系統運用者）が需給調整のために、需要抑制により得られた電気を調達するもの（類型２）の大きく二つの類型が存在する。次に類型１は、一の小売電気事業者が自己の需要家の需要抑制により得られた電気を調達するもの（類型１①）と、一の小売電気事業者が他の小売電気事業者の需要家の需要抑制により得られた電気を調達するもの（類型１②）の二つの類型に分類される。さらに類型１②は、ネガワット取引に関する諸条件について、ネガワット事業者、供給元小売電気事業者及び需要家が事前に協議するパターン（直接協議スキーム）、第三者がネガワット事業者と供給元小売電気事業者の間の仲介を行うパターン（第三者仲介スキーム）並びに供給元小売電気事業者及び需要家が確定数量契約を締結するパターン（確定数量契約スキーム）の三つに分かれる。</u>	

改 定 案	現 行
<u>以下の（１）特定卸供給を活用してネガワット取引を行うための要件及び（２）関係当事者間での協議に関する事項は、類型１②のうち直接協議スキームのみを対象とする。</u> <u>（１）特定卸供給を活用してネガワット取引を行うための要件</u> <u>今後、ネガワット取引が実施されるに当たり、ネガワット事業者が、小売電気事業者と同様、需要家と直接接点を持ち、例えば電力使用量など一定の需要家の情報を扱うこと等を踏まえ、特定卸供給を活用してネガワット取引を行う場合には、ネガワット事業者は、次に掲げる要件に適合することが適当である。</u> <u>① 需要家に対して需要抑制の依頼を適時適切に行うことができること。</u> <u>② 電気の安定かつ適正な供給のため適切な需給管理体制や情報管理体制を保有すること。</u> <u>③ 需要家保護の観点から適切な情報管理体制を保有すること。</u> <u>また、電力の適正な取引の実施のため、供給元小売電気事業者とネガワット事業者との間において、必要な契約が適切に締結されていることが肝要である。</u> <u>（２）関係当事者間での協議に関する事項</u> <u>ネガワット取引の実施に当たっては、資源エネルギー庁の定める「ネガワット取引に関するガイドライン」（平成２７年３月３０日策定、平成２８年９月１日改定）が参考になる。特に、同ガイドラインに規定する類型１②においては、需要家、供給元小売電気事業者及び供給先小売電気事業者と、ネガワット事業者とのそれぞれの間において、ネガワット取引実施のための契約締結に係る適正な協議がなされることが必要である。</u> <u>それらの当事者間では、例えば以下の事項についての協議が想定される。</u> <u>① 需要家及びネガワット事業者間の契約（以下「需要抑制契約」という。）に関する協議</u>	

改 定 案	現 行
(a) <u>ベースライン（需要抑制の依頼がなかった場合に想定される電力消費量）の設定方法</u> (b) <u>需要抑制の依頼の方法、時期及び回数並びに需要抑制可能量</u> (c) <u>需要抑制量の算定方法・通知方法</u> (d) <u>需要家に支払われる報酬（支払条件、支払額（例えば、基本報酬（容量としての価値）と従量報酬（電力量としての価値））、支払時期、支払方法等）</u> (e) <u>需要家に課せられるペナルティ（支払条件（例えば、どのような場合に需要抑制量を達成できなかったと判断するか）、支払額、支払時期、支払方法等）</u> (f) <u>需要家が複数の需要抑制契約又は需給調整契約を締結している場合の取扱い</u> (g) <u>需要家が部分供給を受けている場合の取扱い（需要抑制の対象となる電力（量）の特定方法等）</u> ② <u>供給元小売電気事業者及びネガワット事業者間の契約（以下「ネガワット調整契約」という。）に関する協議</u> (a) <u>ベースラインの設定方法</u> (b) <u>需要抑制量の算定方法・通知方法</u> (c) <u>インバランスの切り分け方式</u> (d) <u>ネガワット調整金の支払（支払額の決定の時期、支払額の計算方法、支払額の支払時期等）</u> <u>（注）ネガワット取引において需要抑制が実施されると、供給元小売電気事業者の需要家に対する供給電力量が減少することから、当該供給元小売電気事業者は需要抑制分の電気の調達費用を回収できない。一方、ネガワット事業者は当該需要抑制分の電気を活用してビジネスを行うこととなる。そのため、供給元小売電気事業者とネガワット事業者との間に生じる費用と便益の不一致を調整するべく、ネガワット事業者が供給元小売電気事業者に対して支払う調整金をネガワット調整金という。</u> (e) <u>需要家からの苦情や問合せに対する相互の連絡方法・体制</u>	

改 定 案	現 行
(f) <u>ベースライン・各種計画の通知方法</u> ③ <u>供給先小売電気事業者及びネガワット事業者間の契約（特定卸供給契約）に関する協議</u> <u>通常の卸供給取引において協議される事項</u> 2 <u>公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</u> ア <u>公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</u> ① <u>ネガワット取引の公正かつ有効な利用</u> <u>ネガワット取引は、発電容量を合理的な規模に維持することで、効率的な電気の安定供給の実現に資するとともに、電源調達手段の多様化を通じて卸電力市場の活性化や電気の小売市場の競争活性化にも資するものである。このため、ネガワット取引に関係する当事者は、ネガワット取引の普及に向けて公正かつ有効にネガワット取引を利用することが期待される。</u> <u>特に、供給元小売電気事業者は、ネガワット事業者からネガワット取引を実施するために必要な契約の協議の申し入れを受けた場合には、ネガワット取引の公正かつ有効な実現に向けて積極的に協力することが期待される。</u> ② <u>需要抑制契約締結に係る事前説明並びに契約締結前交付書面及び契約締結後交付書面の交付</u> <u>ネガワット取引の公正かつ有効な実現のためには、需要家に支払われる報酬その他の取引条件に係る十分な説明が行われないことに起因するトラブルの発生を未然に防止するとともに、需要家が当該取引条件を十分に理解した上でネガワット取引を行うことができる環境を整備する必要がある。</u> <u>したがって、ネガワット事業者は、需要抑制契約を需要家と締結しようとするときは、需要家に支払われる報酬その他の取引条件（上記の需要家及びネガワット事業者間での協議事項を参照）について、需</u>	

改 定 案	現 行
<u>要家に対して十分な説明を行うことが望ましい。</u> <u>また、当該説明を行うときは、需要家に対して、需要家に支払われる報酬その他の取引条件を記載した書面（以下「契約締結前交付書面」という。）を交付する（需要家の承諾を得た上で、電子メールによる場合やホームページ等での閲覧による場合など契約締結前交付書面に代えて電磁的方法を用いる場合を含む。）ことが望ましい。</u> <u>さらに、ネガワット事業者は、需要家と需要抑制契約を締結したときは、遅滞なく、ネガワット事業者の氏名又は名称及び住所、契約年月日、需要家に支払われる報酬、その他の取引条件を記載した書面（以下「契約締結後交付書面」という。）を交付する（需要家の承諾を得た上で、電子メールによる場合やホームページ等での閲覧による場合など契約締結後交付書面に代えて電磁的方法を用いる場合を含む。）ことが望ましい。</u> ③ <u>需要家からの問合せ等に対する適切かつ迅速な対応及び相談窓口の設置</u> <u>ネガワット事業者は、ネガワット取引に当たって需要家と直接接点を持つことから、ネガワット取引に関する相談窓口を設けて、ネガワット取引の実施方法又は需要家に支払われる報酬その他の取引条件についての需要家からの苦情及び問合せについて、適切かつ迅速にこれを処理することが望ましい。</u> <u>また、当該相談窓口の連絡先は、上記②のネガワット取引の取引条件の説明の際に説明するほか、契約締結前交付書面及び契約締結後交付書面に記載し、かつ、当該ネガワット事業者のホームページ等においても確認できるようにすることが望ましい。</u> ④ <u>需給調整契約</u> <u>平成２７年改正法の施行前において、一般電気事業者が大口需要家と締結していた需給調整契約は、一般電気事業者の依頼に応じて需要家が需要抑制を行うことを条件に、電気料金の割引を行うことを約したものであり、需給調整契約の一部（例：随時調整契約）はネガワット取引と同様の特性を有する。従前、需給調整契約は、供給義務を負</u>	

改 定 案	現 行
<u>う一般電気事業者により、需給ひっ迫時の需給調整の最終手段として運用が行われ、実際に需要家に需要抑制を依頼する場合は限定されていた。</u> <u>しかし、平成２６年改正法の施行による事業類型の見直しにより、一般電気事業者という事業類型がなくなったことや、平成２７年改正法第２条による改正後の電気事業法の施行によるネガワット取引の開始に伴い、需要家と需給調整契約を締結している小売電気事業者は、例えば平常時の同時同量の達成や一般送配電事業者への調整力の確保のために、当該需要家に需要抑制を依頼し、当該需要家が持つ需要抑制のポテンシャルを活用するなど、需給ひっ迫時の需給調整の最終手段という従前の運用にとどまらない積極的な運用を行うことが期待される。</u> <u>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</u> (略)	

改 定 案	現 行
Ⅳ 託送分野等における適正な電力取引の在り方 1 考え方 (1) (略) ① 電気事業法において、託送供給料金に関しては、一般送配電事業者 に、託送供給及び電力量調整供給に係る料金その他の供給条件につい て、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けることを義務 付けている。(略) ② ネットワーク運用に関しては、一般送配電事業者は、正当な理由な く託送供給、電力量調整供給、最終保障供給及び離島供給を拒んでは ならないこととされている。また、託送分野における禁止行為として、 託送供給及び電力量調整供給の業務(以下「託送供給等業務」という。) において知り得た情報の目的外利用及び提供(以下単に「情報の目的 外利用」という。)並びに託送供給等業務その他の変電、送電及び配 電に係る業務(以下「送配電等業務」という。)における差別的取扱 いを禁止しており(電気事業法第23条)、経済産業大臣は、これら に違反する行為があると認めるときは、当該行為の停止又は変更の命 令を発動できることとされている(送電事業者の振替供給業務におい ても上記行為規制は準用される。)(略) (注)一般送配電事業者と託送供給等業務に関連した他の電気を供給 する事業を営む者(新規に供給事業を営もうと意図している者も 含み、以下「電気供給事業者」という。)との間でネットワーク の運用を巡って紛争が生じた場合、まずは当事者間で紛争解決が 図られるが、それでも紛争が解決しない場合には、当事者は、経 済産業省に紛争処理を申し出ることができるほか、電力・ガス取 引監視等委員会にあつせん・仲裁を申請することができる(電気 事業法第35条、第36条)。(略) ③ (略)	Ⅲ 託送分野等における適正な電力取引の在り方 1 考え方 (1) (略) ① 電気事業法において、託送供給料金に関しては、一般送配電事業者 に、託送供給及び発電量調整供給に係る料金その他の供給条件につい て、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けることを義務 付けている。(略) ② ネットワーク運用に関しては、一般送配電事業者は、正当な理由な く託送供給、発電量調整供給、最終保障供給及び離島供給を拒んでは ならないこととされている。また、託送分野における禁止行為として、 託送供給及び発電量調整供給の業務(以下「託送供給等業務」という。) において知り得た情報の目的外利用並びに託送供給等業務その他の 変電、送電及び配電に係る業務(以下「送配電等業務」という。)に おける差別的取扱いを禁止しており(電気事業法第23条)、経済産 業大臣は、これらに違反する行為があると認めるときは、当該行為の 停止又は変更の命令を発動できることとされている(送電事業者の振 替供給業務においても上記行為規制は準用される。)(略) (注)一般送配電事業者と託送供給等業務に関連した他の電気を供給 する事業を営む者(新規に供給事業を営もうと意図している者も 含み、以下「電気供給事業者」という。)との間でネットワーク の運用を巡って紛争が生じた場合、まずは当事者間で紛争解決が 図られるが、それでも紛争が解決しない場合には、当事者は、経 済産業省に紛争処理を申し出ることができるほか、電力取引監視 等委員会にあつせん・仲裁を申請することができる(電気事業法 第35条、第36条)。(略) ③ (略)

改 定 案	現 行
(2) (略) 2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為 (1) 託送供給料金等についての公平性の確保 (略) (2) ネットワーク運営の中立性の確保 (2) - 1 一般送配電事業者の託送供給等 (2) - 1 - 1 一般送配電事業者の託送供給等業務に関して知り得た情報の 目的外利用の禁止 ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 ① 託送供給等業務に関連した小売電気事業、発電事業又はネガワット事業を行う他の者との情報連絡窓口は、一般送配電事業者の自己又はグループ内の小売部門ではなく、当該一般送配電事業者の送電サービスセンター・給電指令所とする。また、一般送配電事業者は、他の電気供給事業者との情報受付・情報連絡窓口を明確化する。 ② 一般送配電事業者において託送供給等業務を行う従業員は、自己又はグループ内の発電部門、小売部門又はその他の情報の目的外利用のおそれのある部門の業務は行わない。ただし、供給設備の事故や非常災害時等、緊急的に供給支障を解消することが必要な場合、又は小規模事業所や山間部等における水力発電所等において業務運営の効率性が著しく阻害されることとなる場合には、自己又はグループ内の発電部門、小売部門又はその他の情報の目的外利用のおそれのある部門の従業員が一般送配電事業者の託送供給等業務を行うこと、又は一般送配電事業者において託送供給等業務を行う従業員が自己又はグループ内の発電部門、	(2) (略) 2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為 (1) 託送供給料金等についての公平性の確保 (略) (2) ネットワーク運営の中立性の確保 (2) - 1 一般送配電事業者の託送供給等 (2) - 1 - 1 一般送配電事業者の託送供給等業務に関して知り得た情報の 目的外利用の禁止 ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 ① 託送供給等業務に関連した小売電気事業又は発電事業を行う他の者との情報連絡窓口は、一般送配電事業者の自己又はグループ内の小売部門ではなく、当該一般送配電事業者の送電サービスセンター・給電指令所とする。また、一般送配電事業者は、他の電気供給事業者との情報受付・情報連絡窓口を明確化する。 ② 一般送配電事業者において託送供給等業務を行う従業員は、自己又はグループ内の発電部門又は小売部門の業務は行わない。ただし、供給設備の事故や非常災害時等、緊急的に供給支障を解消することが必要な場合、又は小規模事業所や山間部等における水力発電所等において業務運営の効率性が著しく阻害されることとなる場合には、自己又はグループ内の発電部門又は小売部門の従業員が一般送配電事業者の託送供給等業務を行うこと、又は一般送配電事業者において託送供給等業務を行う従業員が自己又はグループ内の発電部門又は小売部門の業務を行うことを妨げるものではない。

改 定 案	現 行
小売部門又はその他の情報の目的外利用のおそれのある部門の業務を行うことを妨げるものではない。 ③ 上記②に掲げるもののほか、一般送配電事業者は、現在、自己又はグループ内の発電部門、<u>小売部門又はその他の情報の目的外利用のおそれのある部門</u>と連携して行われている一般送配電事業者の送配電業務の過度の硬直化・非効率化を招かないように留意し、連携して行う必要のある業務については、当該業務を明確化する。 ④ 託送供給等業務に関して知り得た他の電気供給事業者及び電気の利用者に関する情報（以下「関連情報」という。）の遮断のため、一般送配電事業者において託送供給等業務を行う従業員は、関連情報の記載のある文書・データを厳重に保管し、託送供給等業務を行う部門から他部門への関連情報の伝達及び両部門間の関連情報の共有（社内文書交換、共通サーバへのアクセス等）等を厳格に管理する。また、一般送配電事業者において託送供給等業務を行う部門は、自己又はグループ内の発電部門・小売部門・<u>その他の情報の目的外利用のおそれのある部門</u>とは別フロアにする等により、物理的に隔絶する。 ⑤ 一般送配電事業者において託送供給等業務を行う部門と自己又はグループ内の発電部門・小売部門・<u>その他の情報の目的外利用のおそれのある部門</u>との人事交流に当たっては、関連情報についての両部門間の情報遮断を確保するため、行動規範を作成し、従業員に遵守させる。なお、両部門を統括するような地位にある従業員、経営者等についても行動規範を遵守させる。 ⑥ 送電サービスセンター又は給電指令所に提供された関連情報について、託送供給等業務を遂行するため一般送配電事業者において託送供給等業務を行う部門から自己又はグループ内の発電部門、<u>小売部門又はその他の情報の目的外利用のおそれのある部門</u>に依頼・伝達せざるを得ない場合、他の電気供給事業者や関連する発電所・電気使用者の名称等データを特定する必要のないものを、送電サービスセンター又は給電指令	③ 上記②に掲げるもののほか、一般送配電事業者は、現在、自己又はグループ内の発電部門<u>又は小売部門</u>と連携して行われている一般送配電事業者の送配電業務の過度の硬直化・非効率化を招かないように留意し、連携して行う必要のある業務については、当該業務を明確化する。 ④ 託送供給等業務に関して知り得た他の電気供給事業者及び電気の利用者に関する情報（以下「関連情報」という。）の遮断のため、一般送配電事業者において託送供給等業務を行う従業員は、関連情報の記載のある文書・データを厳重に保管し、託送供給等業務を行う部門から他部門への関連情報の伝達及び両部門間の関連情報の共有（社内文書交換、共通サーバへのアクセス等）等を厳格に管理する。また、一般送配電事業者において託送供給等業務を行う部門は、自己又はグループ内の発電部門・小売部門とは別フロアにする等により、物理的に隔絶する。 ⑤ 一般送配電事業者において託送供給等業務を行う部門と自己又はグループ内の発電部門・小売部門との人事交流に当たっては、関連情報についての両部門間の情報遮断を確保するため、行動規範を作成し、従業員に遵守させる。なお、両部門を統括するような地位にある従業員、経営者等についても行動規範を遵守させる。 ⑥ 送電サービスセンター又は給電指令所に提供された関連情報について、託送供給等業務を遂行するため一般送配電事業者において託送供給等業務を行う部門から自己又はグループ内の発電部門<u>又は小売部門</u>に依頼・伝達せざるを得ない場合、他の電気供給事業者や関連する発電所・電気使用者の名称等データを特定する必要のないものを、送電サービスセンター又は給電指令所において符号化して業務依頼等を行うな

改 定 案	現 行
所において符号化して業務依頼等を行うなどの対応により、当該情報を他部門が目的外に活用できないように厳格に管理する。 ⑦ (略) ⑧ 卸電力市場において供給力の調達・販売を行うトレーディング部門は、一般送配電事業者の自己又はグループ内の発電部門、<u>小売部門又はその他の情報の目的外利用のおそれのある部門</u>の一部と位置付け、当該一般送配電事業者において託送供給等業務を行う部門と関連情報の遮断を確保する。 イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 (略) (2)－1－2 一般送配電事業者の送配電等業務における差別的取扱いの禁止 ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 ① 系統運用や系統情報の開示・周知等について、広域機関の定める送配電等業務指針並びに国の定める「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」(平成28年7月28日改定。以下「系統連系ガイドライン」という。)及び「系統情報の公表の考え方」(平成24年12月策定、平成28年4月改定。以下「系統情報ガイドライン」という。)を踏まえて、一般送配電事業者は電気供給事業者全てに適用される社内ルールを定め、それを公開し、当該ルールを遵守して託送供給等を行う。 ② (略) ③ 一般送配電事業者において送配電等業務を行う部門が、自己又はグループ内の発電部門、<u>小売部門又はその他の中立的観点から兼業が不適切な部門</u>と連携して、当該発電部門、<u>小売部門又はその他の中立的観点か</u>	どの対応により、当該情報を他部門が目的外に活用できないように厳格に管理する。 ⑦ (略) ⑧ 卸電力市場において供給力の調達・販売を行うトレーディング部門は、一般送配電事業者の自己又はグループ内の発電部門<u>又は小売部門</u>の一部と位置付け、当該一般送配電事業者において託送供給等業務を行う部門と関連情報の遮断を確保する。 イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 (略) (2)－1－2 一般送配電事業者の送配電等業務における差別的取扱いの禁止 ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 ① 系統運用や系統情報の開示・周知等について、広域機関の定める送配電等業務指針並びに国の定める「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」(平成27年4月1日改定。以下「系統連系ガイドライン」という。)及び「系統情報の公表の考え方」(平成24年12月策定、平成27年11月改定。以下「系統情報ガイドライン」という。)を踏まえて、一般送配電事業者は電気供給事業者全てに適用される社内ルールを定め、それを公開し、当該ルールを遵守して託送供給等を行う。 ② (略) ③ 一般送配電事業者において送配電等業務を行う部門が、自己又はグループ内の発電部門<u>又は小売部門</u>と連携して、当該発電部門<u>又は小売部門</u>の業務(顧客の問合せに対応する業務、顧客に電気料金請求票を届ける

改 定 案	現 行
ら兼業が不適切な部門の業務（顧客の問合せに対応する業務、顧客に電気料金請求票を届ける業務、山間部等における水力発電所等の運用・保全・工事に関する技術的な業務等）を行う場合には、当該業務に相当する他の発電事業者、<u>小売電気事業者又はその他の事業を営む者の業務</u>について、委託に応じ実施することが可能な業務を公表し、委託を希望する事業者との協議を踏まえた上で、合理的な範囲でその業務を受託し、実施する。 ④ 一般送配電事業者において送配電等業務を行う部門がその業務を、自己又はグループ内の発電部門、<u>小売部門又はその他の中立的観点から兼業が不適切な部門</u>に実施してもらう場合には、他の発電事業者、<u>小売電気事業者又はその他の事業を営む者</u>に委託することも含め、その実施主体を募集するなどにより、効率性・公平性を考慮した上で決定し、その実施主体が実施する。 イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 （略） ① 一般送配電事業者の個別ルールの差別的な適用 （略） ② 一般送配電事業者が保有する情報の差別的な開示・周知 託送供給料金の改定、系統情報等の一般送配電事業者が保有する情報の開示・周知において、例えば、以下のように、一般送配電事業者が、自己又はグループ内の発電部門、<u>小売部門又はその他の中立的観点から兼業が不適切な部門</u>と他の電気供給事業者とを不当に差別的に取り扱った場合。 (a)、(b) （略） (c) 自己又はグループ内の発電部門、<u>小売部門又はその他の中立的観点から兼業が不適切な部門</u>と他の電気供給事業者で、例えば、新託送供給料金の公表後、直ちに当該一般送配電事業者の自己又はグル	業務、山間部等における水力発電所等の運用・保全・工事に関する技術的な業務等）を行う場合には、当該業務に相当する他の発電事業者<u>又は小売電気事業者の業務</u>について、委託に応じ実施することが可能な業務を公表し、委託を希望する事業者との協議を踏まえた上で、合理的な範囲でその業務を受託し、実施する。 ④ 一般送配電事業者において送配電等業務を行う部門がその業務を、自己又はグループ内の発電部門<u>又は小売部門</u>に実施してもらう場合には、他の発電事業者<u>又は小売電気事業者</u>に委託することも含め、その実施主体を募集するなどにより、効率性・公平性を考慮した上で決定し、その実施主体が実施する。 イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 （略） ① 一般送配電事業者の個別ルールの差別的な適用 （略） ② 一般送配電事業者が保有する情報の差別的な開示・周知 託送供給料金の改定、系統情報等の一般送配電事業者が保有する情報の開示・周知において、例えば、以下のように、一般送配電事業者が、自己又はグループ内の発電部門<u>又は小売部門</u>と他の電気供給事業者とを不当に差別的に取り扱った場合。 (a)、(b) （略） (c) 自己又はグループ内の発電部門<u>又は小売部門</u>と他の電気供給事業者で、例えば、新託送供給料金の公表後、直ちに当該一般送配電事業者の自己又はグループ内の小売部門が新料金メニューによる営業

改 定 案	現 行
ープ内の小売部門が新料金メニューによる営業活動を行う場合等、料金改定や条件変更に関する情報の事前の周知に不当な差がある場合。 (d) 自己又はグループ内の発電部門、<u>小売部門又はその他の中立的観点から兼業が不適切な部門</u>と他の電気供給事業者で、当該一般送配電事業者が保有する電気の使用に関する情報（例えば、実績日負荷データ）の開示が不当に差別的に取り扱われている場合。 ③ 需要家への差別的な対応 一般送配電事業者の停電対応（停電状況の<u>問合せ</u>、停電復旧の順序等）、メーターの交換、需給調整契約の締結等において、例えば、以下のように、一般送配電事業者が、自己又はグループ内の小売部門<u>又はその他の中立的観点から兼業が不適切な部門</u>の需要家であるか他の電気供給事業者の需要家であるかにより不当に差別的に取り扱った場合。需要家に対する情報提供において、一般送配電事業者が、自己又はグループ内の小売部門<u>又はその他の中立的観点から兼業が不適切な部門</u>と他の電気供給事業者を不当に差別的に取り扱った場合。 (a) 一般送配電事業者の停電対応（停電状況の<u>問合せ</u>、停電復旧の順序等）に関して、自己又はグループ内の小売部門<u>又はその他の中立的観点から兼業が不適切な部門</u>の需要家であるか他の電気供給事業者の需要家であるかにより不当に差別的に取り扱った場合（なお、結果として、停電復旧の順序が異なること自体に問題があるわけではない。）。 (b) 需要家に設置されている計量器の交換の可否や交換時期に関して、自己又はグループ内の小売部門<u>又はその他の中立的観点から兼業が不適切な部門</u>の需要家であるか他の電気供給事業者の需要家であるかにより不当に差別的に取り扱った場合。 (c) 送配電等業務を実施するために需要家と需給調整契約を締結する際に、自己又はグループ内の小売部門<u>又はその他の中立的観点から兼業が不適切な部門</u>の需要家であるか他の電気供給事業者の需要家であるかにより不当に差別的に取り扱った場合。	活動を行う場合等、料金改定や条件変更に関する情報の事前の周知に不当な差がある場合。 (d) 自己又はグループ内の発電部門<u>又は小売部門</u>と他の電気供給事業者で、当該一般送配電事業者が保有する電気の使用に関する情報（例えば、実績日負荷データ）の開示が不当に差別的に取り扱われている場合。 ③ 需要家への差別的な対応 一般送配電事業者の停電対応（停電状況の<u>問い合わせ</u>、停電復旧の順序等）、メーターの交換、需給調整契約の締結等において、例えば、以下のように、一般送配電事業者が、自己又はグループ内の小売部門の需要家であるか他の電気供給事業者の需要家であるかにより不当に差別的に取り扱った場合。需要家に対する情報提供において、一般送配電事業者が、自己又はグループ内の小売部門と他の電気供給事業者を不当に差別的に取り扱った場合。 (a) 一般送配電事業者の停電対応（停電状況の<u>問い合わせ</u>、停電復旧の順序等）に関して、自己又はグループ内の小売部門の需要家であるか他の電気供給事業者の需要家であるかにより不当に差別的に取り扱った場合（なお、結果として、停電復旧の順序が異なること自体に問題があるわけではない。）。 (b) 需要家に設置されている計量器の交換の可否や交換時期に関して、自己又はグループ内の小売部門の需要家であるか他の電気供給事業者の需要家であるかにより不当に差別的に取り扱った場合。 (c) 送配電等業務を実施するために需要家と需給調整契約を締結する際に、自己又はグループ内の小売部門の需要家であるか他の電気供給事業者の需要家であるかにより不当に差別的に取り扱った場合。

改 定 案	現 行
(d) 転居等により新たに電気供給事業者を検討中の需要家に対する情報提供において、自己又はグループ内の小売部門<u>又はその他の中立的観点から兼業が不適切な部門</u>の情報のみを提供するなど、一般送配電事業者が、自己又はグループ内の小売部門<u>又はその他の中立的観点から兼業が不適切な部門</u>と他の電気供給事業者とを不当に差別的に取り扱った場合。 ④ 託送供給料金メニュー・サービスの提供等における差別的な対応 託送供給契約における託送供給料金メニューの提供、託送供給等業務におけるサービスの提供等において、例えば、以下のように一般送配電事業者が、自己又はグループ内の発電部門、<u>小売部門又はその他の中立的観点から兼業が不適切な部門</u>と他の電気供給事業者とを不当に差別的に取り扱った場合。 (a)、(b) (略) (c) 送配電等業務において、一般送配電事業者からの電力使用量の連絡の時期・方法が、自己又はグループ内の小売部門<u>又はその他の中立的観点から兼業が不適切な部門</u>と他の電気供給事業者の間で不当に異なることにより、自己又はグループ内の小売部門<u>又はその他の中立的観点から兼業が不適切な部門</u>が自らの需要家に提供している電力使用量の通知サービスと同等のサービスを、他の電気供給事業者が提供できなくなる場合。 (d) 託送供給等に係る契約電力の設定及び変更の取扱いについて、自己又はグループ内の小売部門<u>又はその他の中立的観点から兼業が不適切な部門</u>であるか他の電気供給事業者であるかにより異なる基準で行われる場合。 ⑤ 代表契約者制度における差別的な対応 (略) (2)－2 送電事業者の振替供給	(d) 転居等により新たに電気供給事業者を検討中の需要家に対する情報提供において、自己又はグループ内の小売部門の情報のみを提供するなど、一般送配電事業者が、自己又はグループ内の小売部門と他の電気供給事業者とを不当に差別的に取り扱った場合。 ④ 託送供給料金メニュー・サービスの提供等における差別的な対応 託送供給契約における託送供給料金メニューの提供、託送供給等業務におけるサービスの提供等において、例えば、以下のように一般送配電事業者が、自己又はグループ内の発電部門<u>又は小売部門</u>と他の電気供給事業者とを不当に差別的に取り扱った場合。 (a)、(b) (略) (c) 送配電等業務において、一般送配電事業者からの電力使用量の連絡の時期・方法が、自己又はグループ内の小売部門と他の電気供給事業者の間で不当に異なることにより、自己又はグループ内の小売部門が自らの需要家に提供している電力使用量の通知サービスと同等のサービスを、他の電気供給事業者が提供できなくなる場合。 (d) 託送供給等に係る契約電力の設定及び変更の取扱いについて、自己又はグループ内の小売部門であるか他の電気供給事業者であるかにより異なる基準で行われる場合。 ⑤ 代表契約者制度における差別的な対応 (略) (2)－2 送電事業者の振替供給

改 定 案	現 行
送電事業者は、一般送配電事業者に対して行うその一般送配電事業の用に供する振替供給の業務に際しては、他の電気供給事業者に関わる情報を知り得ることから、これらの情報を活用して意図的に差別的な取扱いをすることも可能であること、送電事業者が一般送配電事業者を公平に取り扱うことが求められることから、送電事業者に対して、情報の取扱いや差別的取扱いに係る一定の行為規制を課すことが適切である。 このため、電気事業法第２７条の１２において「一般送配電事業者の託送供給等に伴う禁止行為」（同法第２３条）を準用し、送電事業者に対して、振替供給の業務に関する情報の目的外利用や差別的取扱いの禁止に係る行為規制を課すこととしたものである。 （２）－２－１ 送電事業者の振替供給における情報の目的外利用の禁止 ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 上記（２）－１－１ における一般送配電事業者の託送供給等に関する「ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為」を準用するものとする。その際、「託送供給等」とあるのは「振替供給」と、「小売電気事業、発電事業又はネガワット事業」とあるのは「一般送配電事業」と、「送電サービスセンター」とあるのは「振替供給関係情報連絡窓口」と、「一般送配電事業者」とあるのは「送電事業者」と読み替えることとする。（略） イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 （略） （２）－２－２ 送電事業者の振替供給における差別的取扱いの禁止 ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 上記（２）－１－２ における一般送配電事業者の託送供給等に関する「ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為」を準用するものとする。その際、「一般送配電事業者」とあるのは「送電事業者」と、「託送供	送電事業者は、一般送配電事業者に対して行うその一般送配電事業の用に供する振替供給の業務に対して、他の電気供給事業者に係わる情報を知り得ることとなること、並びにいかなる一般送配電事業者についても公平に取り扱うこと及び送電事業者が振替供給を利用させる一般送配電事業者が行う託送供給等を利用する特定の電気事業者についても公平に取り扱うことが求められることから、電気事業法第２７条の１２において「一般送配電事業者の託送供給等に伴う禁止行為」（同法第２３条）を準用することとしたものである。なお、本指針が発出される時点で「送電事業者の振替供給の業務」を行っている事業者は電源開発株式会社のみである。 （２）－２－１ 送電事業者の振替供給における情報の目的外利用の禁止 ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 上記（２）－１－１ における一般送配電事業者の託送供給等に関する「公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為」を準用するものとする。その際、「託送供給等」とあるのは「振替供給」と、「小売電気事業又は発電事業」とあるのは「一般送配電事業」と、「送電サービスセンター」とあるのは「振替供給関係情報連絡窓口」と、「一般送配電事業者」とあるのは「送変電部門」と読み替えることとする。（略） イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 （略） （２）－２－２ 送電事業者の振替供給における差別的取扱いの禁止 ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 上記（２）－１－２ における一般送配電事業者の託送供給等に関する「公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為」を準用するものとする。その際、「託送供給等」とあるのは「振替供給」と、「電気供給事業者全て

改 定 案	現 行
給等」とあるのは「振替供給」と、「送配電等業務」とあるのは「送変電等業務」と、「電気供給事業者全てに適用」とあるのは「一般送配電事業者に適用」と読み替えることとする。 イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 (略) <u>V</u> 他のエネルギーと競合する分野における適正な電力取引の在り方 (略)	に適用」とあるのは「一般送配電事業者に適用」と読み替えることとする。 イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為 (略) <u>IV</u> 他のエネルギーと競合する分野における適正な電力取引の在り方 (略)